

2025 年 11 月 トピックス 1

機械、高効率設備および省エネルギー機器への投資を促進するための税制措置

内閣は、5 つ星の省エネルギーラベルが付され、かつ VAT 登録事業者により販売される機械、高効率設備および省エネルギー機器への投資を促進するための税制措置を承認決議を 2025 年 11 月 25 日に可決した。上記資産への投資額の 50% に相当する法人所得税を免除する形で、投資額の 1.5 倍を損金算入し申告するには、勅令の施行日から 2028 年 12 月 31 日までの期間に発行された電子税務請求書（e-タックスインボイス）を証拠書類として保有していることが必要である。

【翻訳：会計士 蘆田】

2025 年 11 月 トピックス 2

タイ公認会計士職業会（TFAC）新監査基準 TSA for LCE（複雑でない企業（Less Complex Entities: LCE）のための国際監査基準

2025 年 12 月 11 日、タイ公認会計士職業会（TFAC）は、「複雑でない企業のための国際監査基準」（TSA for LCE）を公式に発行しました。

概要

この基準は、事業体の業務構造が比較的単純な場合の監査手続きを合理化するために設計された監査基準です。従来の 37 本の監査基準（TSAs）を一部整理・統合し、実務負担を軽減しながら、財務諸表全体に対する合理的な保証を提供することを目的としています。

適用範囲・特徴

- 単なる総合監査基準ではなく、選択的に適用する監査基準です。
- 適用には、企業の「複雑性が低い」ことの評価が必要であり、必ずしも全ての中小企業で利用できるわけではありません。
- 混用不可：従来の TSAs と TSA for LCE を混ぜて使うことはできず、判断が困難な場合には従来基準の使用が推奨されます。適用除外規定

以下の事業体では適用できません：

1. 上場会社など広範な開示・規制対象企業
2. 金融機関（預金受入、保険等）
3. 法令で適用が禁止される業種
4. グループ監査が必要な場合（複雑な組織構造）

実務上のポイント

- 適用可否の判断基準と理由を監査調書に明記する必要があります。
- 選択的適用により、監査計画・実施・報告プロセスを簡素化しつつも、リスクに応じた十分な証拠収集が求められます。

発効日

本基準は、2025 年 12 月 15 日以降に開始する会計年度の監査に適用されます。

【日本語要約 : タイ国公認会計士 パカポーン・ワンプンブット (フォン)】

2025 年 11 月 トピックス 3

「国家競争力強化法（National Competitiveness Enhancement Act）」の改正案が、2025 年 9 月 2 日の閣議で承認

- タイ投資委員会（BOI）が提案した、ターゲット産業の競争力強化を目的とした「国家競争力強化法（National Competitiveness Enhancement Act）」の改正案が閣議で承認され、今後、法制局の審査を経て国会の審議中であるとみられます。そして、国会での承認、国王の裁可により 2026 年第 1 四半期に公表されるものと見込まれます。
- 同法は、2025 年 1 月 1 日より適用が開始されている、いわゆるグローバル・ミニマム課税の中の「（適格）国内ミニマム課税（Qualified Domestic Minimum Top-up Tax : QDMTT）」適用に関して、BOI の恩典措置が依然として一定の効力を有する担保となるための「還付可能型税額控除 (QRTC)」措置などを規定する極めて重要な法律ですから、タイ国として早急の制定が望まれるところです。
- BOI の免税恩典措置を得て操業している日系会社の中には、一定の規模の多国籍企業グループ（MNEs）（連結総収入が閾値 EUR 750M、タイバーツで THB 28,000M）に属する在タイの構成事業体（具体的には、在タイの子会社等）の該当するケースは少なくないと思います。
- グローバル・ミニマム課税（トップアップ課税）制度が施行されるとき、BOI 免税恩典事業を営む企業に対して、どのような影響があるのか。例えば、免税であったものが、15%という最低税率の適用が強制されるならば、BOI の法人所得税上の恩典が無意味となるのか、といった点について、混乱が見られると私見します。

【著 : 会計士 形部直道】